

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茅ヶ崎市長 佐藤 光

市町村名 (市町村コード)	茅ヶ崎市 (14207)	
地域名 (地域内農業集落名)	赤羽根・小和田・菱沼地域 (赤羽根)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域計画（案）記載事項について、次のとおり確認をし、課題として「改良区を中心に地権者の意向確認を進める必要がある。」との意見があった。

【現状】

・本市は全域が都市計画区域に指定され、市街化区域が22.21km²、市街化調整区域13.55km²となっており、本区域については、赤羽根地区の一部が農業振興地域・農用地区域に指定されている。

【課題】

- ・ボランティアの活用等、農作業を行う人員の確保。
- ・宅地化の進行により圃場と住宅地が近く、周辺住民の農作業についての理解を得ることが必要。
- ・野菜くずの処理など、住宅等周辺環境に配慮する対策を行うにあたりコストがかかる。
- ・相続等により農地の減少が進み、農地の維持が困難である。
- ・資材費等経費の高騰が販売価格に転嫁できず、農業離れの加速が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画（案）記載事項について、次のとおり確認をし、「共用の機械や井戸、作業場の設置を検討する。」「農業ふれあい館等を地域の集まる場所として活用する。」との意見があった。

次の事項を中心に、地域での協議・検討を引き続き行う。

- ・温暖化にも対応した新たな作物の栽培による収益力の向上を目指す。
- ・都市農業への理解を進めるため、地域の人たちが農業に触れる機会を増やす。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

人・農地プランで設定した区域のうち、市街化調整区域を基本とし、必要に応じて一部市街化区域の農地も設定することを検討する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
地域計画（案）記載事項について、次のとおり確認をした。 ・農地中間管理機構を活用し、認定農業者を中心とした担い手への農地集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画（案）記載事項について、次のとおり確認をした。 ・農地の所有者の意向を踏まえた上で、農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手に集積・集約していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域計画（案）記載事項について、次のとおり確認をした。 ・地域・担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域計画（案）記載事項について、次のとおり確認をした。 ・法人の活用による新規就農者の育成や営農継続が可能な仕組みの検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域計画（案）記載事項について、次のとおり確認をした。 ・JAさがみの農業機械受委託利用事業及び農業機械レンタル事業を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域計画（案）記載事項について、次のとおり確認をした。

③スマート農業を導入し、大規模で耕作を行うことにより収益性の向上の検討。

⑩農機具の提供、相互利用等の仕組みの検討。